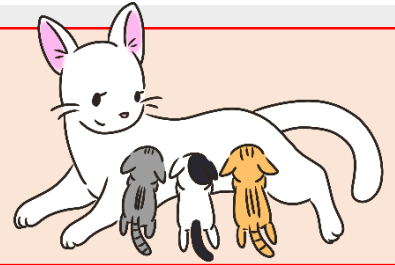


# 「動物の愛護及び管理に関する法律」

が改正され、令和2年6月1日に施行されました

## 繁殖防止の義務化

適正飼養が困難な場合、不妊去勢手術等の措置を講じなければならない



## 都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定

- 不適切飼養に係る指導の拡充  
動物の飼養・保管・給餌・給水により、生活環境が損なわれていると認める場合
- 不適正飼養者への立入権限の付与  
不適正飼養に起因して動物が衰弱する等、虐待のおそれがあると認められる場合

詳細は裏面をご覧ください



## 特定動物に関する規制の強化

- 特定動物が交雑して生じた動物も規制対象に追加
- 特定動物の愛玩目的での飼養を禁止

※特定動物とは、政令で定める人に危害を加えるおそれのある危険な動物のこと（ワニ、マムシ等）



## 動物虐待に対する罰則の引き上げ

- 愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者  
⇒ 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 愛護動物をみだりに虐待した者、遺棄した者  
⇒ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いとうさぎ、鶏、いばと、あひるの他、人が占有する哺乳類、鳥類又は爬虫類



## 環境省ホームページ

「動物愛護管理法」

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1\\_law/index.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/index.html)

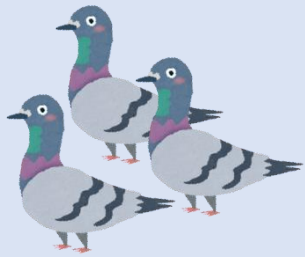


## 法第25条第1項

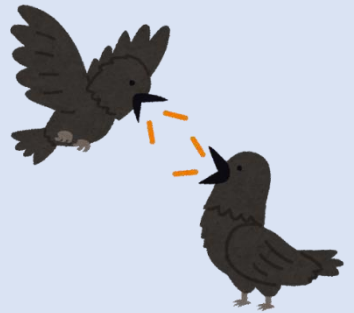
都道府県知事は、**動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水**に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

### 生活環境が損なわれている事態

- ・頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- ・飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- ・動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- ・多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の発生



- ・周辺住民の日常生活に著しい支障かつ
- ・周辺住民の間で共通の認識



### 法に基づく指導フロー

指導・助言  
(第25条第1項)

勧告  
(第25条第2項)

命令  
(第25条第3項)

警察に  
告発

50万円以下の罰金  
(第46条の2)

## 大阪市の 野良猫対策



大阪市では、野良猫による生活環境被害を軽減するために、**地域猫**(大阪市では「街ねこ」と呼んでいます。)活動を推進しています！

皆さんの理解と協力のもと、地域の野良猫に不妊去勢手術を行い、一代限りの命となった猫達を適正に管理していく活動を地域猫活動といいます。

この活動を支援するため、「所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)」を実施しています。皆さんの御理解と御協力をお願いします。